

消防職員委員会

【消防職員委員会】

- ・毎年1回以上、年度前半に開催することを常例とし、必要に応じて開催する。
- ・委員の総定数の2/3以上の出席がないと、開催できない。
- ・議事は出席委員の過半数以上で可決し、可否同数の際は委員長の決定による。
- ・組織および運営に関し必要な事項は、消防庁の定める基準に従い、市町村の規則で定める。
- ・消防長と委員長は①職員が意見を提出しやすい環境づくり②委員会の公平性の確保③委員会の透明性の確保に努めなければならない。
- ・意見提出期間を十分に確保し、全職員に対し、意見提出期間や会議の日時・場所等を周知する。

【意見提出ができる項目】

- ・消防長に以下のことに関して意見を述べる。
 - ①消防職員の給与、勤務時間その他勤務条件および厚生福利に関すること
 - ②消防職員の職務遂行上必要な被服および装備品に関すること
 - ③消防の用に供する設備・機械器具、その他施設に関すること

【構成員】

委員長

- ・消防長に準ずる職のうち、市町村の規則で定める者にある消防職員のうちから、消防長が指名する。
- ・任期は1年で再任可能。

委員

- ・組織区分ごとに、当該組織区分に所属する消防職員のうちから、消防長が指名する。
- ・組織区分ごとに指名する委員の半数については、当該組織区分に所属する消防職員の推薦に基づき、指名する。
- ・委員の定数は組織区分ごとに2人とし、委員の総定数は8人とすることを基本とし、委員の総定数は原則として最大20人を超えてはならない。
- ・任期は1年で、原則2期まで再任可能。

意見とりまとめ者

- ・消防職員の推薦に基づき、消防長が指名する。
- ・消防職員の意見を取りまとめて、消防職員委員会に提出する。
- ・意見提出者の希望に応じ、匿名での意見提出が可能。
- ・定数は基本4人で、2～10人まで。
- ・任期は2年で、連続2期まで再任可能
- ・委員との兼任は不可